

非常用発電機をお貸しします

◆事業の趣旨

医療的ケア児等がいる世帯に、非常用発電機を貸与することにより、災害等による停電が発生した場合においても人工呼吸器等電源を要する医療機器等を継続して使用できることで、新型コロナウイルス感染症がまん延する状況下においても、医療的ケア児等とその家族が在宅で安心して生活できる環境を確保することを目的としている事業です。

※医療的ケア児等とは

日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児または障がい者であって、医療の内容が次のいずれかに該当するもの。

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 人工呼吸器管理 | (7) 中心静脈栄養 |
| (2) 気管内挿管 | (8) 経管栄養（経鼻・胃ろうを含む。） |
| (3) 鼻咽頭エアウェイ | (9) 腸ろう・腸管栄養 |
| (4) 酸素吸入 | (10) 人工透析 |
| (5) たん吸引 | (11) 定期導尿 |
| (6) ネブライザー | (12) 人工肛門 |

- ◆対象者 人工呼吸器管理、気管切開、酸素吸入など電源を必要とする医療機器が日常的に必要な方
※65歳以上の方については、自立支援給付（障害福祉サービス）の支給を受けている方が対象です。

◆発電機について

ガソリンを燃料とした自家発電機です。

《よい点》・高容量であり、人工呼吸器、酸素濃縮器、加温加湿器の他、家電も使えます。

《注意点》・使わないときでも定期的にエンジンをかけ、メンテナンスが必要です。
・屋内で稼働することはできないので、使用する場所の確保が必要です。

◆その他

- ・発電機を動かすためのガソリン、エンジンオイル、その他付属品等（接続するケーブル等）の購入費、上記のメンテナンス費用は、貸与を受けた方の負担になります。
- ・電源を必要とする医療機器を必要としなくなった場合は、発電機を返却していただきます。

◆問い合わせ先

花巻市健康福祉部障がい福祉課自立支援係 電話 0198-41-3580